

<資 料>

フランス労働審判所に関する若干の 覚え書き（その2）

矢 部 恒 夫

本稿は、前稿（「フランス労働審判所に関する若干の覚え書き」修道法学24巻1号、2001年）と同じく、フランスの個別的労働紛争に関する司法組織（民事第一審の特別裁判所）である労働審判所（Conseil de prud'hommes）にかかわる資料を提供することを目的としている。本稿では、2002年12月11日に実施された5年ごとの改選総選挙における判事定数に関する数字を紹介する。

この裁判機構の特徴は、①職業的裁判官ではなく、訴訟当事者ともなるべき労働者および使用者が判事として裁判に携わること、②判事の選任は選挙により行なわれること、③判事の選挙において労働者および使用者はそれぞれ別の選挙区分での選挙人・被選挙人となって実施され、いわばそれぞれの代表者を判事として選出すること、④すべての労働審判所およびその内部の審理機関（調停、判決、レフェレ）すべてにおいて労働者および使用者の構成が同数であること、⑤調停前置を原則とし、調停部で解決にいたらない事件のみが判決部に送付されること、⑥労働契約に起因する紛争のみを管轄とすること、である。

現在、わが国では、司法制度改革の一環として、労働訴訟制度の改革が法案の上程に向けて最終段階での調整に入っている。フランスの労働審判所は、その議論の中で、外国の裁判制度として紹介されてはいるが、その実質的部分はあまりにも相違しており、まともには取り上げられていないようである。刑事事件における裁判員制度とは異なり、労働参審制度を含めて、労働者の代表が参加する裁判制度への転換には経営側の反対が相当

強いようである。とはいえ、労働契約をめぐる紛争解決のために、職業的裁判官でなく労使双方のいわば代表者による調停的機能を重視する紛争解決手段を導入することは、労使双方の意識に有益な変化をもたらすであろう。

さて、今回の労働審判所の改選総選挙は、1982年法のもとで実施されて以来5回目となる。選挙にあたっては、その目的である選出判事の定数が増減される場所であるが、1997年総選挙では判事定数の改定が見送られており、したがって、今回の選挙は、判事定数に関する限り10年ぶりの改定であった。もっとも、1992年選挙時とは異なり、改定されたのは判事定数のみで、労働審判所の数（フランス本土に264ヶ所、海外に7ヶ所）、構成および地理的管轄については変更されていない。なお、ここで「本土」とは、コルシカ島を含む22の地方圏（*région*）、95の県（*département*）に分割されたヨーロッパにある領土のことである。海外の領土のうち労働審判所は、4つの海外地方圏（ギアナ、グアドループ、マルティニク、ラ・レユニオン）の6つの海外県（*département d'outre mer*）とカナダ東部にある1つの特別領土（サンピエール・ミクロン）のみに設置されている。本稿では、特にことわらない限り、フランス本土のみを対象とする。

今回の選挙に伴う判事定数は、2002年5月2日デクレにより定められている。その全体像を1992年のそれと比較したものが表1である。全体としては、58名、労使別では各29名の減少であるが、専門部ごとの増減には顕著な差が見られる。産業構造の変化を受けて、工業部と農業部での減少がある反面、その他部と幹部部での増加がそれを補っている。農業部の定数は他の専門部に比べてかなり少ないが、これは、判事定数がもともと少ないこと（ほぼすべての労働審判所で最少基準の労使各4名または特例の各3名）に加えて、1987年から、大審裁判所の管轄区域に少なくとも1つという原則のもと、農業部を設置する労働審判所が175ヶ所にとどまっていることにも原因がある。なお、前稿での数字（「覚え書き」198頁表6中1992年度の分）に誤記が含まれていたため、本稿で補正しておく。

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き（その2）

表1 選挙時の専門部ごとの判事定数（労使合計）の比較

年度	工業	商業	農業	その他	幹部	全体
1992	3784	3852	1354	2526	2822	14338
2002	3448	3884	1214	2792	2942	14280
増減	-336	+32	-140	+266	+120	-58

出所：Déret n°92-629 du 9 juillet 1992, J.O. Lois et décrets, 1992, p.9260.

Déret n°2002-729 du 2 mai 2002, J.O. Lois et décrets, 2002, p.8392.

今回の定数増減をもう少し詳しく見ると、表2のとおりとなる。これは、定数増減の有無を労働審判所全体と各専門部について数えたものである。全体では、定数減が131ヶ所、定数増が37ヶ所であり、定数減が定数増をかなり上まわっている。この傾向は、専門部で定数を大きく減らした工業部と農業部にも見られるが、逆に、定数を大きく増やしたその他部では、定数増が定数減を上まわっている。もっとも、専門部での増減が労働審判所全体としては相互に吸収され、結局増減なしとなることがある。そこで、専門部の1つでも定数の変更があった労働審判所を数えると、184ヶ所となる。これは労働審判所総数（264ヶ所）のおよそ7割に達する。具体的には、どの専門部であれ定数減のみの労働審判所は116ヶ所、同じく定数増のみは20ヶ所、そして、定数の増減が入り混じっている労働審判所は48ヶ所である。あわせて、労働審判所全体と各専門部について、増減数の詳細を表に作成した。なお、パリ近郊の労働審判所の名称には（*）を付した。

表2-1 定数増減のあった労働審判所および専門部の数（定員）

	労働審判所全体	工業部	商業部	農業部	その他部	幹部部
定数減	131ヶ所 (530名)	110ヶ所 (358名)	67ヶ所 (136名)	71ヶ所 (144名)	3ヶ所 (6名)	21ヶ所 (42名)
定数増	37ヶ所 (472名)	6ヶ所 (22名)	44ヶ所 (168名)	2ヶ所 (4名)	52ヶ所 (272名)	20ヶ所 (162名)
合計	168ヶ所	116ヶ所	111ヶ所	73ヶ所	55ヶ所	41ヶ所

出所：表1と同じ。

表2-2 労働審判所全体の定数増減の状況

全 体	労 働 審 判 所
88	パリ
40	リヨン
34	モー (*)
28	ナンテール (*)
26	クレティユ (*)
22	トゥールーズ, ムラン (*)
18	エヴリ (*), ロンジュモー (*)
16	3ヶ所 ボビニー (*) ほか
14	ボルドー
12	3ヶ所 リールほか
8	3ヶ所 ニースほか
6	3ヶ所 ナンシーほか
4	3ヶ所 ルーアンほか
2	12ヶ所 モンペリエほか
-2	60ヶ所 トゥーロン, リモージュほか
-4	41ヶ所 グルノーブルほか
-6	13ヶ所 レンヌほか
-8	8ヶ所 コルマルほか
-10	5ヶ所 ブザンソンほか
-12	ティオンヴィル, フレジュス
-14	ミュルーズ
-16	ルーベ

出所：表1と同じ。

表2-3 工業部の定数増減の状況

工業部	労 働 審 判 所
8	モー (*)
4	ムラン (*), ダンケルク
2	3ヶ所 モンモランシー (*) ほか
-2	71ヶ所 ベルサイユほか (*)
-4	21ヶ所 リールほか
-6	11ヶ所 ナントほか
-8	3ヶ所 ストラスブールほか
-10	3ヶ所 ブーローニュ・ビヤンクール (*) ほか
-12	ルーベ

出所：表1と同じ。

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き（その2）

表2-4 商業部の定数増減の状況

商業部	労働審判所
12	モー (*), リヨン, ボビニー (*)
10	トゥールーズ
8	ロンジュモー (*)
6	5ヶ所 クレテイユ (*) ほか
4	8ヶ所 エヴリ (*) ほか
2	26ヶ所 ナンテール (*) ほか
-2	66ヶ所 ル・マンほか
-4	ヴァランス

出所：表1と同じ。

表2-5 農業部の定数増減の状況

農業部	労働審判所
2	ボルドー, ニーム
-2	70ヶ所 モー (*) ほか
-4	パリ

出所：表1と同じ。

表2-6 その他部の定数増減の状況

その他部	労働審判所
44	パリ
22	リヨン
10	5ヶ所 ボルドー, クレテイユ (*) ほか
8	3ヶ所 トゥールーズほか
6	6ヶ所 マルセイユほか
4	12ヶ所 ベルサイユ (*) ほか
2	24ヶ所 ボビニー (*) ほか
-2	3ヶ所 コルマルほか

出所：表1と同じ。

表2-7 幹部部の定数増減の状況

幹部部	労働審判所
48	パリ
16	ナンテール (*), ブーローニュ・ビヤンクール (*)
10	クレテイユ (*), モー (*)
8	ベルサイユ (*)
6	5ヶ所 リヨンほか
4	3ヶ所 トゥールーズほか
2	6ヶ所 リールほか
-2	21ヶ所 モンペリエほか

出所：表1と同じ。

労働審判所ごとの判事の総数については、表3で1992年と2002年を比較している。ただし、100名未満では、10名区切りでの労働審判所の数のみを集計した。労使合計で100名を超えるところが2ヶ所増え、20ヶ所となった。これらの労働審判所では、定数減が2ヶ所、増減なしが4ヶ所のほかはすべて定数を増やしている。100名未満のところは定数10名単位での区切りにも増減が見られるが、表2でも分かるように、定数減の労働審判所が多く、全体としては、規模の大小間の格差が広がっている。3大都市（パリ、リヨン、マルセイユ）の労働審判所とパリ近郊の労働審判所（労働審判所の名称に（*）を付したものの）の一部について、各専門部の内訳を示したものが表4である。なお、労働審判所は第一審であり、訴額が一定額（2003年度は3830ユーロ）を超える場合にのみ控訴ができる。控訴を担当するのは通常の控訴院（Cour d'Appel）であり、労働事件を扱う特別の控訴裁判所はない。控訴院は、30カ所設置されている。

表3 判事数別の労働審判所の数

2002年		1992年
判事の総数 (労使合計)	労働審判所 <>内は1992年定数からの増減数	判事の総数 (労使合計)
808	パリ <+88>	720
244	リヨン <+40>	204
214	マルセイユ	214
198	ナンテール（*） <+28>	170
186	ボビニー（*） <+16>	170
164	ボルドー <+14>	150
164	クレティユ（*） <+26>	138
162	トゥールーズ <+22>	140
124	リール <+12>	112
122	ブローニュ・ビヤンクール（*） <+16>	106
120	ニース <+8>	112
114	モンペリエ <+2>	112
110	ルーアン <+4>	106
108	グルノーブル <-4>	112
108	トゥーロン <-2>	110
106	ナント	106

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き（その2）

104	メッツ	104
104	ストラスブール	104
102	モー（*）〈+36〉新	66
100	ニーム〈+2〉新	98
90以上	7ヶ所 ベルサイユ（*）ほか	5ヶ所
80以上	8ヶ所 レンヌほか	11ヶ所
70以上	6ヶ所 リモージュほか	5ヶ所
60以上	12ヶ所 カンヌ, ル・マンほか	18ヶ所
50以上	23ヶ所	30ヶ所
40以上	78ヶ所	96ヶ所
40未満	110ヶ所	81ヶ所

出所：表1と同じ。

表4 大規模およびパリ近郊所在の労働審判所の判事定数内訳

労働審判所	控訴院	工業	商業	農業	その他	幹部	判事定数 (労使合計)
パリ	パリ	64	144	4	90	102	808
リヨン	リヨン	32	36	4	25	25	244
マルセイユ	エクス・アン・プロヴァンス	29	34	3	22	19	214
ナンテール（*）	ベルサイユ	20	25	4	20	30	198
ボビニー（*）	パリ	25	30	4	13	21	186
クレティユ（*）	パリ	19	24	4	14	21	164
ボルドー	ボルドー	19	24	6	16	17	164
トゥールーズ	トゥールーズ	18	23	4	16	20	162
ブーローニュ・ビヤンクール（*）	ベルサイユ	12	14		13	22	122
ニース	エクス・アン・プロヴァンス	16	21	3	11	9	120
モンペリエ	モンペリエ	13	19	4	10	11	114
ルーアン	ルーアン	15	15	3	12	10	110
グルノーブル	グルノーブル	15	15	3	9	12	108
トゥーロン	エクス・アン・プロヴァンス	15	17	4	9	9	108
ナント	レンヌ	13	14	3	10	13	106
メッツ	メッツ	15	16	4	8	9	104
ストラスブール	コルマル	12	17	3	9	11	104
モー（*）	パリ	13	15	3	9	11	102
ベルサイユ（*）	ベルサイユ	10	13	4	8	14	98
エヴリ（*）	パリ	11	12	4	9	11	94
ロンジュモー（*）	パリ	10	14		6	15	90
ムラン（*）	パリ	10	10	3	8	7	76
モンモランシー（*）	ベルサイユ	10	12		7	8	74
セルギー・ポントワーズ	ベルサイユ	7	9	4	5	8	66
ヴィルヌーヴ・サン・ジョルジュ（*）	パリ	7	11		4	8	60

出所：Déret n°2002-729 du 2 mai 2002, J.O. Lois et décrets, 2002, p.8392.

表4で大規模労働審判所の専門部ごとの判事定数を見たが、パリは別格として、おおよそ都市部ほど規模が大きくなっていることがわかる。また、労働紛争は産業構造の影響も受けることから、専門部の定数はそうした差異を反映しているといえよう。表5は、専門部ごとの定数配分状況を示している。

表5-1 工業部の定数配分状況

判事定数 (労使合計)	労働審判所
128	パリ
64	リヨン
58	マルセイユ
50	ボビニー (*)
40	ナンテール (*)
38	ボルドー, クレテイユ (*)
36	トゥールーズ
32	ニース
30	5ヶ所 リール, ルーアンほか
26	4ヶ所 モンペリエ, ナントほか
24	8ヶ所 ブーローニュ・ビヤンクール (*) ほか
22	6ヶ所 エヴリ (*) ほか
20	13ヶ所 ベルサイユ (*) ほか
18	6ヶ所 ル・マンほか
16	5ヶ所 コルマルほか
14	24ヶ所 レンヌほか
12	15ヶ所 ポワティエほか
10	35ヶ所 アルルほか
8	134ヶ所

出所：表4と同じ。

表5-2 商業部の定数配分状況

判事定数 (労使合計)	労働審判所
288	パリ
72	リヨン
68	マルセイユ
60	ボビニー (*)
50	ナンテール (*)
48	ボルドー, クレテイユ (*)
46	トゥールーズ

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き（その2）

42	ニース
38	モンペリエ
36	リール
34	3ヶ所 ストラスブールほか
32	メッツ
30	5ヶ所 ルーアンほか
28	9ヶ所 ナントほか
26	3ヶ所 ベルサイユ（*）ほか
24	5ヶ所 エヴリ（*）ほか
22	6ヶ所 エクス・アン・プロヴァンスほか
20	4ヶ所 リモージュほか
18	9ヶ所 アミアンほか
16	7ヶ所 コルマルほか
14	18ヶ所 ポワティエほか
12	23ヶ所 アルルほか
10	30ヶ所 シャルトルほか
8	130ヶ所

出所：表4と同じ。

表5-3 農業部の定数配分状況

判事定数 (労使合計)	労働審判所
14	ニーム
12	ボルドー
10	ペルピニャン, リブルヌ
8	71ヶ所 パリ, リヨンほか
6	100ヶ所 マルセイユほか

出所：表4と同じ。

表5-4 その他部の定数配分状況

判事定数 (労使合計)	労働審判所
180	パリ
50	リヨン
44	マルセイユ
40	ナンテール（*）
32	ボルドー, トゥールーズ
28	クレテイユ（*）
26	ボビニー（*）, ブーローニュ・ビヤンクール（*）
24	リール, ルーアン
22	ニース
20	モンペリエ, ナント

18	6ヶ所 トゥーロン, グルノーブルほか
16	9ヶ所 ニーム, ベルサイユ (*) ほか
14	8ヶ所 レンヌほか
12	8ヶ所 アヴィニヨンほか
10	12ヶ所 リモージュほか
8	201ヶ所
6	6ヶ所

出所：表4と同じ。

表5-5 幹部部の定数配分状況

判事定数 (労使合計)	労働審判所
204	パリ
60	ナンテール (*)
50	リヨン
44	ブローニュ・ビヤンクール
42	クレティユ (*), ボビニー (*)
40	トゥールーズ
38	マルセイユ
34	ボルドー
30	ロンジュモー (*)
28	ベルサイユ (*)
26	リール, ナント
24	グルノーブル, レンヌ
22	4ヶ所 モンペリエ, エヴリ (*) ほか
20	ルーアン, トゥール
18	6ヶ所 ニースほか
16	4ヶ所 オルレアンほか
14	7ヶ所 ニームほか
12	4ヶ所 アヴィニヨンほか
10	10ヶ所 ル・マンほか
8	206ヶ所
6	6ヶ所

出所：表4と同じ。

最後に、表6で、労働審判所における新規受理事件数（1998, 1999, 2000の各年度）を上位についてのみ概観しておこう。また、3カ年平均については、大まかな区分による表を作成した。事件数の増減と判事定数の増減に直接の関係があるかどうかまでは判断しかねるが、両者間に密接な関係はありそうである。

矢部：フランス労働審判所に関する若干の覚え書き（その2）

表6-1 労働審判所の新規受理事件数上位（1998～2000年度）

順位	2000年度	1999年度	1998年度
1	パリ	パリ	パリ
2	リヨン	ボビニー（*）	ボビニー（*）
3	ボビニー（*）	リヨン	リヨン
4	ナンテール（*）	クレティユ（*）	マルセイユ
5	マルセイユ	ナンテール（*）	ナンテール（*）
6	ボルドー	マルセイユ	トゥールーズ
7	トゥールーズ	ボルドー	ボルドー
8	クレティユ（*）	トゥールーズ	クレティユ（*）
9	ミュルーズ	ブーローニュ・ビヤンクール（*）	ルーアン
10	リール	ニース	トゥール

出所：Annuaire statistique de la justice 2000.

Annuaire statistique de la justice 2001.

Annuaire statistique de la justice 2002.

表6-2 労働審判所の新規受理事件数上位（1998～2000年度の3カ年平均）

事件数	労働審判所
19490	パリ
7040	ボビニー（*）
5905	リヨン
3500以上	ナンテール（*）、マルセイユ
3000以上	クレティユ（*）、ボルドー、トゥールーズ
2000以上	リール
1900以上	ブーローニュ・ビヤンクール（*）、ニース
1800以上	トゥール、モンペリエ、ルーアン
1500以上	モンペリエ、エヴリ（*）、モー（*）、ナント、ナンシー、トゥーロン
1000以上	20ヶ所
500以上	48ヶ所
100以上	161ヶ所
100未満	16ヶ所

出所：表6-1と同じ。

参 考 文 献

Annuaire statistique de la justice 2000, Documentation française, 2000.

Annuaire statistique de la justice 2001, Documentation française, 2001.

Annuaire statistique de la justice 2002, Documentation française, 2002.

VILLEBRUN et QUETANT, Trait_ de la juridiction prud'homale, 3^e éd., L.G.D.J., 1998.

VINCENT et al, Institutions judiciaires, 5^e éd., Précis DALLOZ, 1999.

毛塚勝利・編著『個別労働紛争処理システムの国際比較』日本労働研究機構, 2002年(第4章フランス, 浜村 彰執筆)

野川忍ほか『諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態』日本労働研究機構資料シリーズ129号, 2003年(第2章フランス, 奥田香子執筆)

大和田敢太「フランスの労働審判所(Conseil de Prud'hommes)の制度と実情」彦根論叢344・345号, 2003年

矢部恒夫「フランスの労働審判所に関する法文」修道法学25巻2号, 2003年

付記

本稿は, 昨年9月に逝去された相浦義郎教授の追悼記念号に掲載される。教授会での座席はいつの間にか固定するものであるが, 私とは角を挟んですぐ隣であることが多かった。研究室も同じ階にあり, 授業の前後にエレベーターでご一緒することもたびたびあった。そんな折, いつも柔らかい笑顔で話しかけてくださったことを想う。

ご冥福をお祈りいたします。